

基本方針4 未来へつなげる復興

- ・安心して暮らすことができる環境づくりに向けて、「遊育推進事業」、「学びサポート事業」、「町民チャレンジ応援事業」の3事業を連携させて展開しています。
- ・住宅建設と連動させた公費解体跡地の流動化対策の取り組みを行っています。
- ・安平町復興ボランティアセンターや地域おこし企業人など、震災を通じて培った人のつながりを活用しながら取り組みを進めています。
- ・町のホームページなどを活用して、震災の記録を残し、後世へ伝える取り組みを行っています。

町民チャレンジ応援事業（クラウドファンディング）



安平町復興ボランティアセンターの取り組み

胆振東部地震デジタルアーカイブ



地域おこし企業人によるスマホ教室



申請はお済みでしょうか？ ～ 各種支援制度のご案内 ～

平成30年北海道胆振東部地震の被災状況によって下表のような生活再建や住宅再建への支援制度がありますが、皆様、申請はお済みでしょうか？

申請期限が近づいてきている制度もありますので、いま一度ご確認いただき、申請がお済みでない方は、お早目に申請願います（なお、いずれの制度も一度申請された方は対象になりません）。

申請方法などについてご不明な点がございましたら、下記のお問合せ先までご連絡・ご相談ください。

制度	概要	対象者	申請締切	問合せ
災害義援金	住宅のり災区分に応じて義援金を配分	被災当時、安平町に在住の方	随時ご相談ください	総務課 復興・生活再建支援室 ☎②2511
被災者生活再建支援金	基礎支援金	り災区分 大規模半壊以上または半壊で住宅を解体	令和2年10月5日	健康福祉課 福祉グループ ☎②97071
	加算支援金		令和3年10月5日	
被災者住み替え支援金	「新築・中古住宅購入」、「修理」、「町内賃貸住宅への転居」、「町内への引越し」へ支援金を支給	り災区分 半壊以上 賃貸住宅・引越は仮設住宅等の居住者	令和3年3月31日	総務課 復興・生活再建支援室 ☎②2511
一部損壊住家修理金	り災区分で一部損壊の判定を受けた住家を修理した世帯へ修理金（上限5万円）を支給	り災区分 一部損壊	令和3年3月31日 ※延長しました	
墓石修理等見舞金	被害を受けた町内墓地の使用者に見舞金（上限5万円）を支給	墓石の修理・墓じまいをした墓地の使用者	令和4年3月31日	税務住民課 住民生活グループ ☎②2940
井戸修理等見舞金	被害を受けた飲料用に使用していた井戸の修理等を実施した方に見舞金（上限5万円）を支給	り災区分 一部損壊以上	令和3年3月31日	
浄化槽修理等見舞金	被害を受けた浄化槽の修理等を実施した方に見舞金（上限5万円）を支給			